

平成23年度決算状況調書

三芳町

人 口				面 積				15.30 km ²			市町村類型 V-2				23年度交付税種地区分 II-8				歳 入 内 訳						歳 出 内 訳 (目 的 別)					
国	22	38,706人	人口密度	22	2,530人	産 業 構 造	区 分	決算額(千円)	構成比%	増減率%	住民1人当たり額(円)	区 分	決算額(千円)	構成比%	増減率%	住民1人当たり額(円)	一般財源等(千円)													
調 査 基 本 台 帳	17	37,050人	人口集中地区人口	17	2,422人	第1次	地方 賦 与 税	7,460,470	59.7	0.7	196,282	議 会 費	135,847	1.1	28.5	3,574	135,847													
	増減率	4.5%		22年	638人	4,640人	12,053人	地方 譲 与 税	93,151	0.7	△ 2.7	2,451	総 務 費	2,200,791	18.6	△ 2.3	57,902	2,036,914												
	24.3.31	38,009人		22年	3.5%	25.3%	65.6%	利 子 割 交 付 金	12,857	0.1	△ 21.8	338	民 生 費	3,741,755	31.6	2.4	98,444	2,307,137												
	23.3.31	38,180人		H24. 3. 31	778人	5,320人	11,685人	配 当 割 交 付 金	10,030	0.1	13.6	264	衛 生 費	1,174,003	9.9	19.8	30,888	1,018,687												
増減率	△ 0.4%	世帯数	17年	4.3%	29.3%	64.3%	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	2,482	0.0	△ 16.3	65	農 業 費	18,320	0.2	366.8	482	1,213													
	△ 0.4%		17年	4.3%	29.3%	64.3%	地 方 消 費 税 交 付 金	460,929	3.7	2.8	12,127	商 工 費	37,948	0.3	△ 10.4	998	34,352													
							自 動 車 取 得 税 交 付 金	21,365	0.2	△ 42.1	562	土 木 費	1,549,198	13.1	△ 23.0	40,759	1,128,985													
							地 方 特 例 交 付 金	116,967	0.9	31.8	3,077	消 防 費	535,877	4.5	5.6	14,099	535,877													
							地 方 交 付 税	49,384	0.4	4.8	1,299	教 育 費	1,370,560	11.6	△ 11.7	36,059	1,090,986													
							(うち普通)	49,384	0.4	4.8	1,299	災 害 復 旧 費			0	0														
							(うち特別)	6,947	0.1	△ 4.1	183	公 債 費	1,004,371	8.5	1.0	26,425	1,004,371													
							交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	39,251	0.3	0.7	1,033	諸 支 出 金			0	0														
							分 担 金 ・ 負 担 金	179,859	1.4	7.3	4,732	前 年 度 繰 上 充 用 金			0	0														
							使 用 料 ・ 手 数 料	1,014,585	8.1	△ 1.7	26,693	合 計	11,843,544	100.0	△ 2.7	311,598	9,368,145													
							国 庫 支 出 金	521,424	4.2	△ 20.6	13,718	会 計 名	歳入総額(千円)			歳出総額(千円)														
							県 支 出 金	5,381	0.0	△ 68.8	142	一 般 会 計	12,498,237			11,843,544														
							財 産 収 入	1,184	0.0	△ 62.9	31	國 民 健 康 保 険 特 別 会 計	4,458,671			4,211,871														
							寄 附 金	658,335	5.3	3.6	17,321	介 護 保 険 特 別 会 計	1,446,624			1,402,066														
							繰 入 金	614,445	4.9	△ 9.6	16,166	後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	272,044			269,674														
							繰 越 金	371,454	3.0	19.3	9,773	下 水 道 事 業 特 別 会 計	969,604			931,346														
							諸 収 入	857,737	6.9	△ 20.9	22,567	合 計	19,645,180			18,658,501														
							地 方 債	259,437	2.1	△ 50.5	6,826	性 質 別																		
							う ち 臨 時 債	12,498,237	100.0	△ 2.3	328,823	うち經常一般財源等(千円)			經常収支比率%															
							合 計	2,448,630	20.7	△ 0.7	64,422	2,170,924			26.6															
							人 件 費	1,628,331	13.7	△ 0.2	42,841	1,358,081			21.2															
							(うち職員給)	1,813,766	15.3	14.0	47,719	731,569			9.0															
							扶 助 費	1,004,371	8.5	1.0	26,425	1,004,371			12.3															
							公 債 費	1,807,211	15.3	0.3	47,547	1,654,124			19.3															
							物 件 費	213,579	1.8	8.8	5,619	191,409			2.3															
							維 持 補 修 費	1,343,486	11.3	11.2	35,347	1,228,266			14.2															
							補 助 費 等	604,324	5.1	4.5	15,899	604,324			7.4															
							(うち組合分)	739,162	6.2	17.4	19,447	623,942			6.8															
							(うち組合分以外)	1,204,555	10.2	△ 4.0	31,691	1,130,027			13.6															
							線 出 金	11,100	0.1	146.7	292	0			100.5															
							投 資 及 び 出 資 金	150,498	1.3	△ 41.6	3,960	145,898			101.0															
							賞 付 金	586,336	5.0	4.0	15,426	585,207			7,910,092															
							積 立 金							7,155,869																
							前 年 度 繰 上 充 用 金	1,260,012	10.6	△ 31.5	33,150	525,188			93,151															
							普 通 建 設 事 業 費	298,867	2.5	△ 34.3	7,863	43,691			12,857															
							(うち補助)	871,484	7.4	△ 37.1	22,928	429,055			10,030															
							(うち単独)	89,661	0.8		2,359	52,442			2,482															
							(うちその他)							460,929																
							災 害 復 旧 事 業 費							21,365																
							失 業 対 策 事 業 費							116,967																
							合 計	11,843,544	100.0	△ 2.7	311,598	9,368,145			116,967															
							部 分 一 部 事 務 組 合	◎退職手当支給事務																						
							加 入 状 況	◎彩の国さいたま人づくり広域連合																						
								◎し尿処理◎火葬場																						
								◎常備消防																						
								◎消防災害補償																						
								◎交通災害共済事業			◎後期高齢者医療																			

《決算カードについて》

決算カードは、以下の2種類により構成されています。

- 都道府県 決算カード
- 市町村 決算カード

決算カードは、各年度に実施した地方財政状況調査（以下「決算統計」という。）の集計結果に基づき、各都道府県・市町村ごとの普通会計歳入・歳出決算額、各種財政指標等の状況について、各団体ごとに1枚のカードに取りまとめたものです。

財政状況調書も決算統計を基に市町村が作成し、決算カードに準拠しています。

〔用語の説明〕

決算カードで使用される主な用語については、次のとおりです。

□ 歳入科目等

1. 地方譲与税

国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。

現在、地方揮発油税の収入額の全額を都道府県及び市町村に対して譲与する地方揮発油譲与税、税）として徴収し、都道府県に譲与する地方法人特別譲与税がある。

地方道路税の収入額の全額を都道府県及び市町村に対して譲与する地方道路譲与税、石油ガス税の収入額の2分の1の額を都道府県及び政令指定都市に対して譲与する石油ガス譲与税、特別とん税の収入額の全額を開港所在市町村に対して譲与する特別とん譲与税、自動車重量税の収入額の3分の1の額を市町村に対して譲与する自動車重量譲与税、航空機燃料税の収入額の1/3分の2の額を空港関係都道府県及び空港関係市町村に対して譲与する航空機燃料譲与税、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人事業税の一部を地方法人特別税（国税）として徴収し、都道府県に譲与する地方法人特別譲与税がある。

2. 地方特例交付金

平成18年度及び平成19年度における児童手当の制度拡充並びに平成22年度における子ども手当の創設に伴う地方負担の増加分等に対応するための児童手当及び子ども手当特例交付金、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収と自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補 する減収補 特例交付金がある。

3. 地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。

地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。

普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

4. 一般財源

地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額。なお、これらに加え、都道府県においては、市町村から交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）を加算した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。

5. 一般財源等

一般財源のほか、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、臨時財政対策債等が含まれる。

6. 地方消費税

平成9年4月に導入された道府県税であり、その賦課徴収は、当分の間、国が消費税と併せて行い、各都道府県に払い込むこととされている。また、各都道府県は、国から払い込まれた額を消費に相当する額に応じて、相互間で清算することとされている。

特に断りのない限り、都道府県間における清算を行った後の額を地方消費税として歳入に計上し、地方消費税清算金は歳入・歳出いずれにも計上していない。

7. 国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。

8. 都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。

9. 減収補償

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。地方財政法第5条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、地方財政法第5条の特例として発行される特例分がある。

10. 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。

平成13～25年度の間において、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）、地方負担分は臨時財政対策債により補填することとされている。

□ 歳出科目等

1. 義務的経費

地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費。職員の給与等の人件費、生活保護費等の扶助費及び地方債の元利償還金等の公債費からなっている。

2. 投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

3. 補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて実施する事業。

4. 単独事業

地方公共団体が国からの補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

5. 国直轄事業

国が、道路、河川、砂防、港湾等の建設事業及びこれらの施設の災害復旧事業を自ら令の行う事業。事業の範囲は、それぞれの法律で規定されている。国直轄事業負担金は、法規定により、地方公共団体が国直轄事業の経費の一部を負担するもの。

6. 物件費

性質別歳出の一分類で、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の地方公共団体が支出する消費的性質の経費の総称。

具体的には、職員旅費や備品購入費、委託料等が含まれる。

7. 扶助費

性質別歳出の一分類で、社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

なお、扶助費には、現金のみならず、物品の提供に要する経費も含まれる。

8. 補助費等

性質別歳出の一分類で、他の地方公共団体や国、法人等に対する支出のほか、地方公営企業法第17条の2の規定に基づく繰出金も含まれる。

9. 繰出金

性質別歳出の一分類で、普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費。また、基金に対する支出のうち、定額の資金を運用するためのものも繰出金に含まれる。

なお、法非適用の公営企業に対する繰出も含まれる。

10. 公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれる。

11. 民生費

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、社会福祉の充実を図るため、児童、高齢者、障害者等のための福祉施設の整備、運営、生活保護の実施等の施策を行っており、これらの諸施策の推進に要する経費。

12. 衛生費

目的別歳出の一分類。地方公共団体は、住民の健康を保持増進し、生活環境の改善を図るため、医療、公衆衛生、精神衛生等に係る対策を推進するとともに、し尿・ごみなど一般廃棄物の収集・処理等、住民の日常生活に密着した諸施策を行っており、これらの諸施策の推進に要する経費。

□ 収支

1. 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

2. 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越（継続費の毎年度の執行残額を継続最終年度まで通次繰り越すこと。）、繰越明許費繰越（歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由等により年度内に支出を終わらない見込みのものを、予算の定めるところにより翌年度に繰り越すこと。）等の財源を控除した額。通常「黒字団体」、「赤字団体」という場合は、実質収支の黒字、赤字により判断する。

3. 単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。

具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

4. 実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

□ 財政分析指標

1. 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源)、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

2. 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもの)に対する比率。

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

3. 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率。

全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

4. 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率。

借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じ。

※ 標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額(将来負担比率において同じ)。

5. 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額(※)に対する比率。

地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

6. 公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。

公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

7. 実質収支比率

実質収支の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額を含む。）に対する割合。実質収支比率が正数の場合は実質収支の黒字、負数の場合は赤字を示す。

8. 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。

財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

9. 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

10. 標準税収入

地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって、地方交付税法で定める方法により算定した収入見込額。

11. 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

12. 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金。

13. 債務負担行為

数年度にわたる建設工事、土地の購入等翌年度以降の経費支出や、債務保証又は損失補償のように債務不履行等の一定の事実が発生したときの支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為。

地方自治法第214条及び第215条で予算の一部を構成することと規定されている。

あとがき

三芳町は確かに平成23年度までは国から補助を受けない不交付団体の一つです。しかし人口の少子高齢化、経済情勢の低迷のために税収は減少しています。一方、住民の福祉・医療等の支援や公共施設の整備等の歳出が年々増加しています。そのため、三芳町の財政は厳しさを増しているということがご理解いただけたでしょうか。

また本書は三芳町の財政を出来るだけ多くの住民の方に理解していただきたいという思いから、グラフを多用し視覚に訴える、ポイントを絞るためにQ&A方式を取り入れる、説明内容を項目ごとに完結させました。更に近隣市と比較することにより、三芳町の現状を浮き彫りにする、理解しにくい点、とかく遠ざけがちな特別会計を丁寧に説明するなどの工夫を心がけました。

本書は有志の町民と三芳町の担当課職員が協力して、初めて作成した財政白書です。

色々と不備があると思いますし、また多少でも地方財政の知識がある方には物足りないところがあるのではと思いますが、住民の皆様が目にする「広報みよし」に掲載された決算報告では見えてこない、三芳町財政の本質に多少なりとも切り込めたのではないかと思います。

財政というとりつきにくいテーマであるにも拘わらず、この財政白書を読んで頂きありがとうございました。三芳町財政の理解の一助になれば幸いです。

最後になりますが、作成にあたっては三芳町の関係各課をはじめ、多くの方々の協力を頂いたことに厚く御礼申し上げます。

平成25年 3月

三芳町の財政白書をつくろう会
メンバー一同

三芳町の財政白書

平成23年度決算

平成25年3月21日 初版発行

編集： 三芳町の財政白書をつくろう会

発行： 三芳町 財務課

※イラスト及び写真の無断転載を禁じます。

※お問合せは三芳町財務課まで御願います。

電話：049-258-0019



多福寺の紅葉